

令和4年度守山市地域密着型サービス事業者 公募方針・要項

【併設型】

- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護

令和4年6月

守山市健康福祉部介護保険課

1 本市の公募方針

本市では、第8期介護保険事業計画に基づき、介護保険施設等の基盤整備を進めるため、地域密着型サービス事業者を公募します。

公募に当たっては、地域包括ケアシステムの構築を踏まえ、地域密着型サービスとして、認知症高齢者や要介護度の高い高齢者等が住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるように、日常生活圏内でのサービス提供を確保するとともに、75歳以上の高齢者、認知症の高齢者など医療と介護の両方を必要とする人の増加に対応するため、併設型の認知症対応型共同生活介護および小規模多機能型居宅介護の普及を図るものとします。

2 公募の内容

(1) 公募方式の採用

本市は、整備目標数値分の事業者指定に向け、サービス事業者を年次的に公募します。

当該サービスに係る事業者の公募は原則、年1回としますが、事業者の決定に至らなかった場合に限り、再公募する場合があります。

(2) 公募するサービスの種別、定員、募集箇所数等

サービスの種別	定員	整備手法	募集箇所数	設置する生活圏域
認知症対応型共同生活介護 (介護予防サービスを含む) ※介護保険法第8条第20項および 介護保険法第8条の2第15項	18人 (2ユニット)	併設型	1か所	速野学区(北部圏域) または 小津学区(南部圏域)
小規模多機能型居宅介護 (介護予防サービスを含む) ※介護保険法第8条第19項および 介護保険法第8条の2第14項	29人以下 宿泊9人以下			

※定員は基準で定める上限とします。

※単独での整備計画の応募は受け付けません。

※計画に際しては、各々のユニットを同一建物内に設けてください。

※地域密着型介護予防サービスの指定も受けていただく必要があります。

(3) 指定基準について

ア 詳細要件は別紙のとおり(後段の2(7)、3、4も参照してください)

イ 整備後の運営について

介護サービスの実施にあたっては、守山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第4号)等を遵守すると

もに、本市が定期的に事業所に対して行う実地指導（介護保険法第 23 条）により、介護サービスの質の確保および保険給付の適正化を図るものとします。

(4) 応募の要件

今回の公募に応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者に限ります。

ア 応募資格

- (ア) 既に介護保険事業の運営を行っている法人であること、または新規に介護保険事業を開始する法人で、介護保険事業の経験のある事業者との連携および介護保険事業の経験のある職員の採用を確保していること。（法人設立予定者を含みますが、その場合は、設立が確実な状態で応募することとし、事業予定者として選定された場合には、速やかに法人設立の手続きを行うこと。）
- (イ) 本公募方針・要項および関係法令等を遵守できる者で、今回募集する地域密着型サービス事業所を整備・運営するために必要となる十分な資力・能力・意欲を有しており、長期的に安定した運営ができること。
- (ウ) 介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号および第 115 条の 12 第 2 項各号に定める欠格事項に該当しないこと。
- (エ) 当該法人およびその代表者が市町村税を滞納していないこと。
- (オ) 守山市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 19 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員および同条例第 6 条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

イ 事業年度

令和 6 年 3 月 31 日までに施設整備を完了し、令和 6 年 4 月 1 日に事業を開始することを要件とします。確実な整備完了のため、施設整備確約書（様式 6）を提出していただきます。

(5) 事業者の選定

事業者の選定は、事業計画書の内容に基づき行います。このため、選定後における計画内容等の変更は、原則認められませんので、実施の可能性等を精査のうえ作成してください。

ア 選定方法

地域密着型サービス運営委員会において、応募のあった事業者について審査し、事業予定者を決定します。審査の結果、該当事業者なしとする場合があります。

イ 審査方法

書類審査および事業者によるプレゼンテーションにより審査を行います。必要に応じてヒアリング等を行う場合があります。

なお、事業者の審査にあたっては、以下の点に注視して行います。

- (g) ハード面・ソフト面において、良好な介護サービスを提供できること。
- (h) 既存施設と影響しない形で、確実に介護人材を確保できること。
- (i) 地域との交流および地域貢献を行うこと。

ウ その他

事業予定者について、指定申請後、指定基準を満たした場合に指定します（事業予定者として選定されても、地域密着型サービス事業者としての指定が確約されたものではありません）。なお、後述の整備目標数値は、既存のサービス利用状況を踏まえ、サービスが必要であると認められる者を推計し設定しているため、整備目標数を上回る事業所指定は行いません。

(6) 審査結果および指定通知

審査結果および指定は、文書で通知します。

事業予定者決定後、決定した事業予定者およびその提案内容の概要について公表します。

ただし、選定事業者以外の事業者に係る応募計画および当該事業者を特定できる情報については公表しません。

また、指定に係る基準等を満たさず事業実施が見込めない場合や、申請内容と実際の実施計画が著しく変更された場合、虚偽申請の場合等には、選考結果を取り消す場合があります。

(7) 事業所の立地および施設・設備整備要件

ア 事業所の立地

認知症対応型共同生活介護事業所および小規模多機能型居宅介護事業所の利用者は、要介護等の状態にある高齢者の方となりますので、十分に高齢者に配慮した事業整備計画の策定に努めてください。

また、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地または住宅地と同程度の地域の中にあることが必要です。

- (f) 土地については、施設建設が可能で、かつ十分な広さを確保してください。また、原則として、事業を実施する事業者の所有としてください。ただし、確実に取得が見込まれる場合や、借地の場合については、事業の継続性を保証するため、少なくとも10年以上の賃貸借契約が締結されている、または締結される見込みである場合に可とします。

なお、自己所有および賃貸に関わらず、登記簿等において、この事業の用に供する目的以外に権利義務関係がないこととします。

- (g) 建物については、事業を実施する事業者の所有としてください。なお、登記簿等において、この事業の用に供する目的以外に権利義務関係がないこととします。
- (h) 地域密着型サービスの提供を周辺住民に理解を得るため、指定申請書の提出前に周辺自治会等を通じて、地元住民への説明を実施し、地元から開設を認める旨の合意を得ていることとします。

- (エ) 市街化調整区域に施設の新設等を計画する場合は、都市計画法の手続きが必要となりますので、本市開発調整課と開発協議を事前に行うなど、実現可能な整備計画として提出してください。
- (オ) 建設予定地の開発、造成および施設建設にあたっては、都市計画法、建築基準法、文化財保護法等の公的規制について、関係部局と事前に協議を行うなど、必要な許認可が確実に得られる見込みであるものとし、実現可能な整備計画書として提出すること。
- (カ) 計画地については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づいて指定された農用地区域でないこととします。
- (キ) 決定した事業者が、施設整備のために補助金を申請する場合は、施設整備補助金の交付決定前に整備事業に着手することができないので留意すること。また、建築工事の請負業者の選定に際しては、「社会福祉法人における入札契約の取扱いについて（平成29年3月29日社援基発0329第1号厚生省通知）」に基づいて競争入札を実施する必要があります。

イ 施設および設備に関する要件

守山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第4号）、守山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年条例第5号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等関係法令を遵守した計画としてください。

なお、計画に際しては、本市建築課およびその他関係課との協議を事前に行うなど、実現可能な整備計画として提出してください。

(8) 公募から指定までのスケジュール

指定までのスケジュールは次のとおりです。

令和6年3月31日までに施設整備を完了し、令和6年4月1日を開設予定とします。

内 容	日 程
公募方針の公表	令和4年6月21日(火)
公募方針に対する質問受付	6月21日(火)から7月8日(金)まで
質問への回答の掲示	7月20日(水)から10月7日(金)まで
申請書に係る事前審査	10月7日(金)まで
申請書受付期間	9月15日(木)から10月28日(金)まで
現地および事業内容等確認調査	申請受付後から11月上旬まで
地域密着型サービス運営委員会による選定	令和4年11月下旬
選定結果通知	令和4年12月上旬予定
滋賀県地域密着型サービス施設等整備費補助金 (市から県へ協議書の提出)	※令和5年6月頃予定
滋賀県地域密着型サービス施設等整備費補助金 (県から市へ内示予定)	
事業者から市への補助金交付申請	※令和5年6月から7月頃予定
施設整備開始	補助金交付決定後(令和5年7月頃の見込み)
工事完了検査、補助金交付	施設整備完了後
事業所指定申請受付	事業所開設の少なくとも1ヶ月前
事業開始(開所予定)	令和6年4月1日

※補助金を希望する場合、現時点では未定であり、県補助金スケジュール(時期)により変更することもあります。(補助金の詳細については、8ページを参照)

(9) 質問の受付

質問は、所定の様式(様式22)に必要事項を記入し、期限厳守にて提出してください。提出方法は、持参・郵送・FAX・メールのいずれでも結構です。なお、期限内に到着しなかった場合は、回答いたしませんのでご注意ください。

受け付けた質問は、2(8)のスケジュールに示す期間中、介護保険課窓口に戻り回答を設置および市ホームページに掲載しますので、閲覧してください。なお、個別に回答内容の送付は行いません。

(10)応募方法

ア 応募時の必要書類

別表 1 に記載する提出書類一式

イ 応募に際しての書類の体裁

- (ア) 書類は、図面以外のものはすべて A 4 版で作成してください。（図面および既存のパンフレット等を除く）
- (イ) 書類の提出は、フラットファイル等に綴じて、項目ごとにインデックスを付け、背表紙に法人名を記載したうえで、別表 1 に示す部数を提出してください。
- (ウ) 提出された書類およびデータは、理由の如何を問わず返却しません。
- (エ) 公的機関発行の書類は、発効日から 3 ヶ月以内のものとし、原本を提出してください。
- (オ) 定款、寄附行為、規約および決算書類には、原本証明を行ってください。

ウ 提出に際しての留意事項

- (ア) 提出書類の作成、提出その他応募に係る一切の経費は、すべて応募事業者の負担とします。
- (イ) 提出された書類の差し替えおよび修正は認めませんので、記入内容を十分精査のうえ提出してください。やむを得ない理由により変更する場合は、事前に協議してください。
- (ウ) 市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求める場合があります。
- (エ) 土地・建物等の確保は、予定事業者として選定されない場合もあることなどを十分考慮のうえ行ってください。
- (オ) 審査および選定の結果について、守山市および地域密着型サービス運営委員会は一切異議申し立てに応じません。
- (カ) 事業所指定申請時において、応募の際と変更点が多い場合、指定基準を満たさなかった場合、虚偽の申請があった場合は、事業所指定を認めません。
- (キ) 提出書類についてはできるだけ詳しく、具体的でわかりやすい形で作成してください。
- (ク) 提出にあたっては、**10月7日（金）までに提出書類の事前審査を受け**、期限内に書類の不足、不備等が無い形で提出をしてください。（期限後の書類の追加、訂正は受け付けません。）
- (ケ) 事業予定者として選考された後に辞退することは、市の行政計画全体に大きな支障をきたすことになるため、その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって申請してください。

3 事業所指定申請等

(1) 指定申請

事業所指定に係る申請については、守山市指定地域密着型サービス事業所および指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成 18 年規則第 35 号）の規定に基づき、必要な手続きを行ってください。

なお、申請については、事前に介護保険課と協議を行い、事業所開設の少なくとも 1 ヶ月前に申請書類を提出してください。

また、指定予定日の概ね 2 週間前には、現地確認を行いますので、それまでに施設の竣工はもちろんのこと、備品等の納入・配置、掲示物等の掲載を終えておいてください。

指定申請の際は、本公募書類および申請書類に記載した内容を遵守してください。

(2) 指定時の必要書類（選考された事業者のみ）

- (ア) 指定申請書
- (イ) 選考決定通知書写し
- (ウ) その他申請に必要な関係書類

(3) 地域密着型サービス指定・運営基準に規定される研修

事業者指定に際しては、研修受講が義務付けられているので、必ず指定申請までに受講してください。なお、受講に際しては、本市からの推薦が必要であるため、事前に申し出てください。

	認知症対応型共同生活介護	小規模多機能型居宅介護
代表者	認知症対応型サービス事業開設者研修	認知症対応型サービス事業開設者研修
管理者	認知症対応型サービス事業管理者研修	認知症対応型サービス事業管理者研修
介護支援専門員 (計画作成担当者)	認知症介護実践者研修または基礎課程	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

※ 認知症対応型共同生活介護事業所および小規模多機能型居宅介護事業所の管理者については、3 年以上の認知症高齢者の介護に従事した経験が必要です。

(4) 報酬・基準の設定

サービスの質の確保と運営の安定、事業の継続性を担保するため、独自の指定基準を付加する場合があります。ただし、報酬については、厚生労働大臣が定めるとおりとします。

認知症対応型居宅介護と小規模多機能型居宅介護を併設する場合、双方の事業所の人員基準を満たすことで、兼務が可能となる場合があります。詳細は別紙基準をご確認ください。

(5) 指導・監督等

介護保険法（平成9年法律第123号）第23条の規定に基づき、定期的な指導を実施します。

(6) 利用者

地域密着型サービスの趣旨に基づき、サービス利用者は、原則本市市民に限定します。

4 事業所指定、施設整備等に関する基準等

(1) 関係法令等

施設整備および事業運営に当たっては、次の法令等を遵守してください。

- 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- 介護保険法（平成9年法律第123号）
- 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- 消防法（昭和23年法律第186号）
- 守山市介護保険条例（平成12年条例第15号）
- その他関係する法令、例規等

(2) 関係基準等

施設整備および事業運営に当たっては、次の基準等を遵守してください。

- 守山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第4号）
- 守山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年条例第5号）
- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）
- その他関係する省令、通知等

5 施設整備補助

(1) 補助の内容

今回の認知症対応型共同生活介護および小規模多機能型居宅介護の施設整備および開設に関しては、県の「地域密着型サービス施設等整備費補助金」および「介護施設等開設準備経費補助金」を活用のうえ、市の予算（令和5年度予算）に定めるところにより、補助金を交付することができるものとします。

交付金等が採択されない場合や、国、県および市において予算措置されない場合もあります。また、本市では上乗せ補助や単独補助は行いませんのでご注意ください。

補助金を希望する事業者については、選考審査と併せて補助対象可否の審査を行います。

●地域密着型サービス拠点施設等整備費補助金

●地域密着型サービス拠点施設等開設準備経費補助金

なお、今回応募されない場合、令和5年度補助金の利用はできませんので、ご注意ください。また、補助金の内容については、別途示しますので、事前に問い合わせてください。

(2) 補助金額等（令和4年度現在）

ア 施設整備費（ハード補助）

認知症対応型共同生活介護施設整備費	33,600千円（基準額）
小規模多機能型居宅介護施設整備費	33,600千円（基準額）

イ 開設準備経費（ソフト補助）

認知症対応型共同生活介護事業の開設準備に必要な経費	最大15,102千円 (839千円×定員数)
小規模多機能型居宅介護事業の開設準備に必要な経費	最大7,551千円 (839千円×宿泊定員数)

なお、県から市への補助金交付決定は現時点で未定であり、補助金額が見直される場合があります。

市の補助金の交付を受ける場合は、各交付要綱に基づく申請が必要となります。施工については交付申請に基づく交付決定後の着工となる他、令和5年度内に完成し、サービス提供を開始(事業所開設)することを要件とします。

(3) 補助金交付の手続き

ア 補助金の交付については、次の規則および要綱に基づき行います。補助金内容についての詳細、手続きの方法等については、規則および要綱を参照してください。

(ア) 守山市補助金等交付規則（昭和53年規則第1号）

(イ) 守山市地域密着型サービス拠点施設等整備費補助金交付要綱（平成18年告示第226号）

(ウ) 守山市地域密着型サービス拠点施設等開設準備経費補助金交付要綱（平成24年告示第347号）

イ 事業予定者は整備にかかる進行状況について、市から求めがあった場合は事業進行状況報告書（様式 23）を提出していただきます。

ウ 補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれるとき、または補助事業の遂行が困難になったときは、事業遅延報告書（様式 24）を提出していただきます。

(4) 補助金交付決定の取消しまたは補助金の返還

補助金の交付決定を受け、施設整備が完了後であっても、事業所の指定基準を満たさないこと等により、事業所指定を受けることができない場合は是正を求める、あるいは補助金の交付決定を取り消します。是正を求められた場合は、必要な措置を講じていただきます。また、既に補助金の交付を受けている場合は、補助金の返還を求めることもあります。

6 整備目標

第8期守山市介護保険事業計画期間における具体的な圏域、事業ごとの整備予定数は以下のとおりです。

施設の種別	現施設数		第8期計画			計画後施設数		
	生活圏域	施設数	R3 整備計画	R4 整備計画	R5 整備計画	圏域別	総数	
介護老人福祉施設	北部	3			(1)	3	1	4
	中部	0				0		
	南部	0				0		
小規模多機能型居宅介護	北部	2		(1)	1	2	1	6
	中部	1				2		
	南部	1				1		
認知症対応型共同生活介護	北部	4			1	4	1	8
	中部	1				1		
	南部	2				2		

※生活圏域 北部（河西・速野・中洲学区）、中部（吉身・玉津学区）、南部（守山・小津学区）

※（ ）は令和4年度整備中

【問い合わせ先】

〒524-0013 滋賀県守山市下之郷三丁目2番5号

滋賀県守山市役所健康福祉部介護保険課

TEL：077(582)1127 FAX：077(581)0203

E-mail：kaigo@city.moriyama.lg.jp

「応募申込書の提出書類一覧」および「開設計画書の提出書類一覧」は一冊のファイルとして作成してください。

別表 1

【応募申込書の提出書類一覧】

提出書類	書類の内容	様式
1 応募申込書	所定の様式	様式 1
2 定款または寄附行為	最新のもの	
3 履歴事項全部証明書	応募申込日前 3 ヶ月以内に発行されたもの	
4 納税証明書	法人およびその代表者の納税証明もしくは未納がない証明 ※ 直近のもの ※ 新規事業所開設事業者、非課税法人は代表者のもののみ。 ※ 国税、県税および市町村税(代表者は市町村村民税のみ)	
5 事業者概要	(1) 事業者概要 (2) 代表者の履歴書 (3) 役員名簿 (4) 個人情報への取扱いに係る方針・方策に関する資料	様式 2 様式 3 様式 4 様式自由
6 決算書等	(1) 最近 3 年間の決算書類 ア 貸借対照表 イ 損益計算書 ウ 販売費及び一般管理費内訳書 エ 監査報告書 (2) 公的機関からの補助金、融資、寄付等がある場合は過去 3 年間の内容と実績	様式自由
7 守山市暴力団排除条例第 6 条の規定に基づく照会同意書	所定の様式	様式 5
8 施設整備確約書	所定の様式	様式 6
9 介護保険サービス(事業所・施設)指導監査等実施状況に係る申出書	所定の様式 ※該当するものがあればその写し	様式 7

※正本として 1～9 の書類を整え、**1 部**提出してください。なお、提出書類のうち 1、3、4、7、8、9 については、**原本**を添付してください。

※副本として 1～9 の書類を整え、**14 部**提出してください。なお、提出書類のうち 1、3、4、7、8、9 については、**写し(原本証明をしたもの)**を添付してください。

※各書類等の間には仕切りとして白紙を挟み、これにインデックスを添付して縦長 A 4 ファイルに綴じ、背表紙に法人名を記入してください。

※新規に事業を開始する法人または設立予定法人においては、介護保険事業の経験のある事業者との連携および介護保険事業の経験のある職員の採用を確保していることが確認できる書類を提出してください。

※上記のほか、必要とする書類の提出を求めています。

【開設計画書の提出書類一覧】

提出書類	書類の内容	様式
1 開設計画書	所定の様式	様式 8
2 事業計画概要	所定の様式 (1) 事業計画概要書 (2) 実施予定事業の定員・従業者等の計画 (3) 管理者の履歴書 (4) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (サービス種別ごとに作成)	様式 9 様式 10-1 様式 10-2 様式 11 様式 12 (12-1、2)
3 理念・基本方針	所定の様式	様式 13
4 事業スケジュール	開設までの日程表	様式自由
5 施設計画図面等	(1) 位置図 (2) 現況写真（写真はカラーとし、2方向以上から撮影されたもの） (3) 施設図面（施設配置図、平面図、立面図等） (4) 計画概要（施設規模等の計画）	様式自由
6 関係機関等との協議状況	所定の様式	様式 14
7 資金計画等	所定の様式 (1) 資金計画書 (2) 収支計画書（6年間） (サービス種別ごとに作成)	様式 15 様式 16 (16-1、2)
8 従事職員関係	(1) 採用計画（職員の採用方法から従事まで） (2) 研修体制（採用時、従事後） (3) 健康管理（健康診断等について）	様式自由
9 衛生管理	所定の様式	様式 17
10 事故防止・安全対策	所定の様式	様式 18
11 苦情処理	所定の様式	様式 19
12 地域等との連携	所定の様式	様式 20
13 利用者本位のサービス	所定の様式	様式 21
14 運営規程	開設予定事業所の運営規程（案）について	様式自由

※特に9から14までについては、**サービス種別ごとに作成**するとともに、利用者家族が見ても理解できる形で提出してください。

※正本として**1部**、副本として**14部**を提出してください。

※1部ごとにファイルに綴じ、各書類等の間には仕切りとして白紙を挟み、これにインデックスを添付して縦長A4ファイルに綴じ、背表紙に法人名を記入してください。

※5については、ファイルの提出と併せてメールにより**データの提出**もお願いします。また、平面図については、**サービスの種別ごとの専有部分および共有部分の面積を表示するとともに着色等で色分け**するなどわかりやすい形で作成してください。

※14については、令和3年介護報酬改定において規定することが求められた基準についても満たす形で作成してください。

※様式自由については、出来るだけ具体的な内容を記述してください。

※上記のほか、必要とする書類の提出を求めることがあります。